



# 司法支援建築会議会報

AIJ Council for Judicial Support

No.15  
2016.08

## 司法支援建築会議運営委員長 就任にあたって

司法支援建築会議  
運営委員長  
辻本 誠



このたび司法支援建築会議の運営委員長を仰せつかりました辻本誠でございます。司法支援建築会議が設置され16年が経過いたしました。その間、司法への協力を英断されました岡田恒男元会長をはじめ、平山善吉、仙田満、小野徹郎、上谷宏二の歴代運営委員長、ならびに本運営委員会の活動を支えていただきました諸先輩方のご尽力に依りまして、多大なる実績が積み重ねられ、社会に大きく貢献した組織であると認識しています。諸先輩に比べて、学会での実績のない小生が重責を果たせるか不安も多いのですが、大学の教員から建築基準法防火規定の改正（1998年）のために国交省（当時建設省）の役人となって、内閣法制局向けの説明書類を作ったり、行政法に関わる法学者とのシンポジウムを企画するなどのキャリアの異色性を考慮しての人選かとも思い、皆様の協力を得て職務を務めたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

この司法支援建築会議がスタートしての16年間に、司法の側では裁判員制度など国民と司法の関係に直接、大きく影響する司法制度の大改革があり、一方、建築の側でも東日本大震災、熊本地震での「想定外の外力」の生起など、建築と司法を取り巻く諸問題は大規模化、複雑化の一途をたどっており、本会議の抱える問題と社会的役割はますます重くなると考えています。小生としては、この種の複雑な問題解決に求められる基本は、問題解決に至る過程の徹底した説明性・透明性の確保であり、この確保を介しての誠実な議論の積み重ね以外にないと判断しており、会議会員の皆様ならびに学会会員の皆様には、今後ますますのご支援を賜りますよう謹んでお願い申し上げます。

（東京理科大学教授・名古屋大学名誉教授）

## 司法支援建築会議活動報告

上谷宏二

司法支援建築会議は、2000年の発足以来16年の長きにわたり積極的な活動を展開し、学会の社会貢献の大きな柱として社会から高い評価を得てまいりました。2015年度もこの基本方針を継承し、建築関係訴訟に関して学会が保持する幅広い専門的知見と見識をもって厳正中立な立場から裁判所を支援するとともに、建築紛争に対する調査・分析を様々な角度から行い、その成果を学会会員のみならず広く一般社会に公表してまいりました。

今年は情報偽装問題に始まり、熊本地震の発生など建築と社会の安全に関わる大きな出来事がありました。建築界が担う責任の重さを再認識させられるとともに、専門家としての信頼や倫理が改めて問われています。

紛争や訴訟というものは関係者のすべてがそれぞれに不利益を被るものであり、未然に食い止めることが最良の方策です。司法支援建築会議の活動の多くは、紛争の発生を未然に防ぐことを目的として行われております。本年度も各部会において活発な活動が行われ、多くの貴重な成果が得られました。

一方、将来に向けて改善・解決を目指すべき主な課題には次のようなものがあります。今後はこれらの課題に対しても活発な活動を展開していく予定です。

- 1) 会議会員の若返りと活動の活性化
- 2) 支部設立の促進
- 3) 紛争の発生を未然に防ぐための活動の活性化
- 4) よりの確な専門的知見の提供

2015年度の司法支援建築会議の組織と活動を以下に紹介いたします。本会議は運営委員会のもとに3つの部会と3つの小委員会を擁して活動しました。運営委員会は主として司法支援建築会議の活動全般の企画・運営を行いました。支援部会（部会長：坂本功）、調査研究部会（部会長：後藤伸一）、普及・交流部会（部会長：安達俊夫）、修補工事費見積り検討小委員会（主査：池永博威）、集合住宅の音環境に係る建築紛争と対策編集小委員会（主査：井上勝夫）、建築紛争にならないための設計実務教科書編集小委員会（主査：仙田満）は当会議の目的とする具体的な事業を実施しました。以下に本年間の本会議の主な事業を報告します。



## 1. 支部組織の整備

司法支援建築会議の支部は現在、北海道支部、東海支部、近畿支部が設置されています。支部活動の活発化により地方における司法支援活動の活性化、地方裁判所と会議会員との交流、学会本部と地方との連携が一層促進されると期待されます。

## 2. 裁判所等との情報交換

最高裁判所民事局との懇談会が2016年4月15日最高裁判所事務総局民事局会議室にて開催され、委員長らが本会議の最近の活動状況を紹介するとともに、会議委員の高齢化問題、調停委員の年齢制限などの諸問題について懇談がなされました。

## 3. 裁判所等への支援

支援部会では、最高裁判所民事局を通じて地方裁判所に鑑定人候補者〔山口地裁（1名）、長野地裁諏訪支部（1名）、秋田地裁（1名）〕、民事調停委員候補者〔東京地裁45名（再任35名、新任10名）、東京簡裁5名（再任2名、新任3名）、八王子簡裁1名（再任）、武蔵野簡裁1名（再任）、町田簡裁1名（再任）、大阪地裁8名（再任7名、新任1名）〕を推薦しました。普及・交流部会では地方裁判所からの依頼により講演会講師〔東京地裁（2名）、さいたま地裁（2名）〕を推薦しました。

## 4. 調査研究活動

調査研究部会では、「設計者の説明責任義務」の作成、「監理者の権限（裁量、代理権）に係わる紛争」の検討が行われました。また修補工事費見積り検討小委員会では「修補工事費見積り方法の検討報告書」をまとめました。

## 5. 会員等への情報発信・啓発活動

普及・交流部会では、第7回建築紛争フォーラム「住宅の“防水”を巡る建築紛争の現状と課題」（9月、参加者128名）、講習会「建築紛争に学ぶ設計実務」（5月、参加者69名）、また「集合住宅の音に関する紛争予防の基礎知識」出版準備、「建築紛争に学ぶ設計実務」出版、司法支援建築会議ホームページの更新が行われました。さらに・鑑定・調停・専門委員実績報告書書式の見直し、データベースの公開範囲の検討が行われました。

## 6. 支部地域の会員との交流

本会議近畿支部と普及・交流部会では、第16回司法支援建築会議講演会「建築紛争の現状と課題（その4）一大阪地方裁判所における建築裁判から」（12月3日、参加者101名）が開催されました。

## 7. 登録会員数 335 名（2016年3月現在）

（前・司法支援建築会議運営委員長  
／京都大学名誉教授／摂南大学教授）

## 2015年度会議支部活動報告

### ○北海道支部

平井卓郎

2015年度活動状況及び2016年度運営体制は以下の通り。

#### 1. 2015年度活動状況

札幌地裁民事第3部との定例懇談会を下記のように実施した。

- (1) 第43回懇談会（6月1日）：調停内容、今後の調停委員確保等に関する協議・情報交換ほか（出席者47名）。
- (2) 第44回懇談会（11月30日）：講演「建築訴訟の諸問題（平成27年度民事実務研究会（建築）の概要報告）」（宇田川裁判官）ほか（出席者40名）。
- (3) 建築関係訴訟連絡協議会兼第45回懇談会（2月5日）：調停委員の講演「木造建築における構造的瑕疵をどう考えるか」（平井卓郎）、「現地調停を振り返って」（天崎正博）ほか（出席者56名）。

#### 2. 2016年度運営体制

2015年度末で井野智支部長が退任し、支部長平井卓郎、運営委員横山隆（代表幹事）、川岸信夫（幹事）、天崎正博、向山秀松の新体制となった。

#### 3. 新任調停委員等

4月1日付けで新規調停委員2名が任命され、2名の調停委員が専門委員併任となった。他に新規調停委員1名が2016年10月1日付けで任命予定となっている。

（北海道支部運営委員長／北海道大学名誉教授）

### ○東海支部

小野徹郎

東海支部として名古屋地裁と研究会（1回）、協議会（1回）を開催し意見交換した。以下、概要を記す。

#### \* 2015年7月16日（木）16時から

第10回建築関係研究会

参加人数 35人（建築専門家20人、裁判官11人、書記官4人）

協議テーマ

#### 1. 調停委員の職務の範囲について

通常、当事者双方の意見を比較検討し、調停委員としての意見を追記する形で対応しているが、事案によっては調停委員が工事費用などの積算（工事費用が数千万円にも及ぶ）や構造計算を行う等、鑑定と同様な作業を求められることもあることが報告され、調停委員の作業としてどの程度まで行うべきかを議論した。

#### 2. 専門委員の運用について

現在、専門委員の職務は、建築的な問題について裁判官への説明をすることとなっている。しかし現状は意見を求められたり、和解案の提示を求められたりする場合があることが報告され、その運用につ

いて意見交換した。

### 3. 私的鑑定書や意見書の作成を依頼された場合

調停委員や専門委員が弁護士から私的鑑定書や意見書の作成を依頼される場合がある。地裁としては調停委員が個人の資格で提出する私的鑑定書や私的意見書について、規定上禁止を明文化してはいないが、できるだけ慎重に扱って欲しい意向であり、日本建築学会司法支援建築会議では会議会員に対して原則禁止しているなどの意見交換がなされた。

#### \* 2015年10月21日(水) 14時から

第6回建築関係協議会

参加人数 36人(建築専門家16人, 裁判官13人, 書記官7人)

協議テーマ

#### 1. 建築事件の審理における日本建築学会の研究者等の専門委員としての関与のあり方

事案によっては専門委員の方々に意見を述べていただくことは有益であり、必要性の高いものと司法側は考えていることが説明された。今後の日本建築学会司法支援建築会議会員の積極的な関与に関する提案があった。また、適切な専門委員の方に関与をお願いする上で、各会員の専門分野に関するアンケートしたいとの要望があった。

(東海支部運営委員長/名古屋工業大学名誉教授)

#### ○近畿支部

鈴木計夫

2015年度に実施された司法講演会について報告する。

#### 第16回講演会「建築紛争の現状と課題(その4)」

—大阪地方裁判所における建築裁判から—

日時 2015年12月3日 13:30~17:30 参加者 101名

会場 大阪科学技術センター 4階 401号室

司会 西 邦弘(近畿総合設計)

記録 小林洋一(安井建築設計事務所)、白沢吉衛(日建設計) 上田真己(神戸市、近畿支部監事)

開会挨拶 鈴木計夫(近畿支部運営委員長、大阪大学名誉教授)

#### 1. 日本建築学会と司法支援活動 上谷宏二

(司法支援会議運営委員長、京都大学名誉教授、摂南大学教授)

司法支援建築会議の設立、その仕組みと構成、ADR(裁判外紛争解決手続き)との連携の説明、および北海道・東海・近畿の支部が設立されていること、これからは会員の若返り、支部の増設、等の説明があった。

#### 2. 基調講演「建築紛争の解決と裁判所および専門家の役割について」 徳岡由美子

(大阪地方裁判所第10民事部総括判事)

建築紛争の特色は、①専門家の参加が不可欠であること、②多数の瑕疵、追加変更工事が主張され長期化し易い、③解決困難な事例が多い、との説明があった。続いて、そもそも紛争の解決とはどういうことが、紛争で最

も多いのは瑕疵担保責任に関することであるが、裁判官と専門家はどのように協働しているかについて、調停委員会での作業が紹介された。さらに、裁判所における専門家の関与は①調停、②専門委員、③鑑定の3つであるが、現在最も多いのは①調停であり、③の鑑定までいくことは少ないこと等が説明され、最後に専門家と裁判官の勉強会を年1回行っていることが紹介された。

#### 3. 最近の鑑定から 鈴木計夫(前掲)

紛争事例として、地下室の漏水、コンクリートの中間階部の打継、鉄筋圧接不良、設計と異なる鉄筋の使用、住宅基礎の被り厚不足、不同沈下等の説明がされた。

#### 4. 構造に関する紛争事例 樋笠靖男(長田建築事務所)

S造2階建てベタ基礎の設計に対し、独立基礎で施工された紛争事例、RC13階建マンションの配筋不足の補修工事費負担の事例、S造3階建ての梁たわみの事例、土間スラブ厚さ不足の事例、などの事例が報告された。

#### 5. 基礎、地盤に関する紛争の事例

高幣喜文(タカヘイ建築技術研究所)

控訴までに至った地盤・基礎の紛争の2事例は、いずれも不同沈下のものである。1例目は傾斜地に建つ建売住宅で紛争決着は7年を要した。2例目は軽量鉄骨造の集合住宅で、地盤に産廃を含む埋土層が原因で、3年半で解決された。

#### 6. 設計に関する紛争事例

南 勝喜(NAM設計研究所)

鑑定の事例、専門委員の事例、調停の事例3件についての説明がされた。鑑定では、木造長屋建物の明け渡し請求とその拒否であったが、耐震性も検討し、判決は補修費も関係させた引き渡しとなった。専門委員の事例は、結露が原因の損害賠償事例で、調停事件の事例は、築10年のマンションにおける数十項目の瑕疵の紛争に対し、裁判官も数回にわたる現場検証の結果和解が成立した。

#### 7. 住宅における紛争の事例 玉水新吾(ドクター住い)

雨漏りに関する6件の事例が紹介され、雨漏り防止のための注意事項が数項目説明された。なお、雨漏りは住宅品確法では10年保証となったことも説明された。

#### 8. 質疑応答とまとめ 鈴木計夫(前掲)

学会標準仕様書のレベル、津波対策、補修費用その他多くの事項の質疑が活発に行われた。

#### 9. 閉会挨拶 安達俊夫(普及・交流部会長、日大教授)

この講演会が建築紛争の提言、解決に役立つことを願う。(近畿支部運営委員長/大阪大学名誉教授)

「建築紛争から学ぶ設計実務」の刊行

仙田 満

建築紛争は医事、知的財産とともに3大専門訴訟と言われ、長期化する可能性のある紛争類型である。2000

井上勝夫

本書は、集合住宅内の音環境に関する苦情やトラブルの未然防止、さらには紛争に至ってしまった場合の早期解決に資することを目的としている。集合住宅の供給の流れである企画・設計・施工・販売・入居を対象に、入居後、居住者からの音に関するトラブルの発生および防止、対策という視点から、トラブルの内容・原因・責任・対応方法についてまとめたものである。特に消費者（居住者、住宅購入予定者）に対して、建築の企画から販売に至る流れの中で、住宅供給者側が音環境性能（遮音性能）を設定、確保していく過程や技術的対処方法、音響性能の検査方法、検査結果の判断方法など、専門的な対応方法・内容を理解してもらうことを重視している。音響的不具合発生時に役立つものと考えている。

内容の概略を示すと以下のようになっている。

第1編は、集合住宅の音環境に関わる苦情やトラブルの発生・防止を考える上の基本事項として、「音の種類・特性の把握」「音響性能評価法の内容と根拠」についてわかりやすく解説している。本編により、騒音に対する苦情やトラブルとなる音源の種類、特徴を知ることができ、さらに、建築物の音に対する性能を表す「評価尺度」や「評価基準」を理解することができる。

第2編は、集合住宅の設計・施工・監理の実状と問題点を「遮音性能」の面からまとめて紹介、解説したものであり、「遮音設計目標値の設定方法」「遮音設計方法」「性能の検証方法」「設計・施工・監理上の問題」の実態が理解されると思う。本編では、設計目標値設定上の留意点等が示されており、トラブル発生原因にまで言及している。

第3編は、苦情やトラブルが発生した時の対応方法について、音に関する不具合や苦情の発生状況、苦情の発生要因および対応方法、苦情の発生原因として特に多い固体音系の音に対する要因および対応方法、苦情発生時の音響測定方法などの解説をわかり易く行っている。

第4編は、集合住宅における音関連の民事訴訟事件の判例を紹介したものである。本編では、集合住宅における訴訟事件として代表的な事例15件を紹介したもので、各判例には音響分野からみた視点の解説も記載した。

第5編は、本書における音響性能や物理的現象の説明が理解できるように基礎的な専門用語の解説をまとめたものである。

以上のように、本書は消費者・居住者が音に関するトラブルの発生原因や予防方法を理解していただくことを目的としている。そのために設計者、施工者、販売者など、建物の音響性能を左右する各業種の役割、相互の関

年頃、瑕疵のある建築紛争では解決のためにかかる時間は平均で3年を超えており、10年以上かかる事案も少なくなかった。長期化の大きな原因は、裁判所に専門的知見が乏しく、専門家の支援が必要とされたからである。また建築紛争は関係者が多く、しばしば争点の多い困難な問題となる。紛争に巻き込まれ、訴えたり、訴えられたりすると時間的、経済的、精神的に極めて大きなダメージを負う。特に設計者においては、その信頼を失いかねない。へたをすると資格そのものを失う危険さえある。

司法支援建築会議の大きな役割は、まず裁判所の支援である。紛争に対して調停委員、鑑定人、専門委員の推薦を行うとともに、裁判官や弁護士に対する講習会、勉強会等を通じて専門知識の提供も行っている。次に、紛争の原因やその結果を学術的に調査し、設計、監理、施工の現場レベルにフィードバックする、あるいは日本建築学会が定めている種々の設計基準を評価していくことがある。その一環として、建築設計者、技術者に対する教育機能も重要である。

海外の大学教育においては、プロフェッショナルスクールとして、特に大学院では設計デザインのみならず、法や契約等のマネジメントに関する教育が重要視されている。従来、わが国ではそのような実務教育に重きがおかれてこなかった。それらは実社会で学ばばよいという考えがあったからである。しかし、実務がより複雑になり、深化している時代的背景の中で、プロフェッショナル大学院として、より実務的な教育も近年要請されてきた。本書は大学院生を含めた若い建築家、技術者に対する教育を主目的として企画・制作された。大学院での実務教育の教科書として、使用されることを念頭につくられており、さまざまな紛争事例も紹介している。わが国のインターンシップと連動した実務教育のレベルアップのための教材という一面を強くもっている。

今回、ベテランの建築設計者と、主に住宅の設計に携わる若い建築家との共同執筆作業で全体が組み上げられ、問題意識の継承も図られた。大学院の実務教材としてだけでなく、設計事務所のインターンシップの教材としても使われ、また若い建築家の自習教材としても用いられることを想定している。多くの若い建築家が建築紛争に巻き込まれないよう、万が一巻き込まれても負けないようにという願いを込めて、本書のタイトルはネーミングされた。多くの建築設計者をめざす若い方々の座右の書となることを期待したい。

（「建築紛争から学ぶ設計実務」編集小委員会主査）

連性及び責任等について解説するとともに、紛争の法的判断に関わる基本的な考え方も記述されている。集合住宅の音環境性能の向上、性能確保のための技術的対応方法の実態を理解していただき、音響的不具合（トラブル）の発生を予防するためにも一助となることを願う。

（集合住宅の音環境に係わる建築紛争と対策  
編集小委員会主査）

## 「設計者の説明責任と義務」調査研究部会報告

後藤伸一

調査研究部会では、年度ごとに建築における業務責任、建築紛争予防等に係る個別の調査・研究テーマを設けて、隔月開催の部会における議論をもとにそのとりまとめを行ってきたが、平成26～27年度にかけては建築紛争の当事者間で争点となることが多い「建築設計者の説明責任と説明義務」のテーマを取り上げ、いくつかの観点から調査・研究・事例収集を行った（成果はホームページ参照）。

まず説明責任論の基礎として職能上の責任、公法上の責任、民事責任に分けて全体を俯瞰した。説明責任について民法は、①請負契約では、請負人に対する注文者への説明義務の規定はない、②委任契約では、受任者の委任者への報告義務（第645条）はあるが、報告義務と当該説明義務は厳密には異なると考えられ、委任契約でも受託者の委託者に対する説明義務の直接的な根拠条文は特になく、③従って説明義務は、むしろ第1条第2項の「信義誠実則」によって契約一般に課せられている契約上の義務と考えられる、としている。また行政法の規定、個別の契約約款等で説明義務が特約されている場合等にも法的な履行義務が生じる。さらに告示第15号の標準業務の設計各段階における説明義務、四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約約款利用の場合における業務各段階の説明義務などを取り上げ、関連する紛争事例を収集した。

契約上の説明の効果という視点から見た建築設計者の説明責任は、損害と説明の不足、不適切な説明、説明義務の懈怠などとの間に因果関係が認められる（過失があった）ときに負う過失責任となる。一方でいかなる専門家といえどもいわゆる専門家と非専門家との間にある情報やリテラシーの格差を完全に埋めることは基本的にはできないと考えられ、裁量的事務処理の要素の強い建築設計における説明では、説明という手段の構造的な限界の問題もあり、個々の詳細なイメージへの合致や承認への道筋は完全にはサポートできないことから、説明によって委託者に当該説明内容を納得させる義務までが含まれているわけではないともいえる。従って、本来建築設計における説明責任、説明義務は委託者側のある種の

寛容さが必要とされ、設計者が非専門家への説明責任をより忠実に果たすことで、結果としてクレームや紛争の発生を少なくする可能性は高まるが、建築設計契約上の説明義務の効果は当然ながら全てのプロセスで委託者の100%の理解を前提とするものではないことになる。

（調査研究部会長／一級建築士事務所ゴウ総合計画㈱）

## 第7回建築紛争フォーラム「住宅の“防水”を巡る 建築紛争の現状と課題」(報告)

石原沙織<sup>\*1</sup>、眞方山美穂<sup>\*2</sup>

2015年9月9日13:30～17:00に建築会館ホールにて開催され、128名が参加した。司会は山田雅一（日本大学）が担当した。

### 1. 開会挨拶 上谷宏二（運営委員長／摂南大学）

司法支援建築会議について、設置された経緯、建築関係訴訟の支援をはじめとする活動内容、ならびに支部の設立により地方会員の活動を推進していることなどを紹介した。

### 2. 主旨説明 宇崎勝也（日本大学）

本フォーラムの目的および本日のテーマである住宅の“防水”に関する建築紛争の現状および課題について紹介した。

### 3. 基調講演 田中享二（東京工業大学名誉教授）

漏水が紛争化する主な要因として、①補修対応の遅れによる建物使用者・所有者の不信感の高まり、②補修しても簡単に漏水が止まらないことが多いという実態、③漏水事故の責任関係、④漏水原因のごまかし、の4つのケースに整理し、現状や問題点についての考察が行われた。

防水工事の紛争問題解決の本質は、紛争にならないようにすることであり、そのために防水設計から施工に至るまでの強い連携と協業が必要であることを述べた。

### 4. 主題解説

#### 4-1 屋上防水の設計について 田辺幹夫（久米設計）

集合住宅ルーフバルコニーからの漏水のサンプル事例をもとに、設計段階における原因と問題点について説明した。紛争に繋がる前に、問題を発見した段階における設計者、監理者、施工者それぞれの立場からの確認事項について述べた。

#### 4-2 屋上防水の施工について 堀長生（大林組）

集合住宅エントランス、屋上緑化、ルーフバルコニー等からの漏水のサンプル事例をもとに、施工段階における原因と対策を、施工者のチェックポイントとともに説明した。

#### 4-3 地下防水の設計について

山中誠一郎（都市建築設計事務所デザインタンク）

地下室を有する戸建て住宅における漏水のサンプル事例をもとに、その原因と地下特有の問題について説明し

た。地下室付き戸建て住宅の設計・施工上の注意点について述べた。

#### 4-4 地下防水の施工について 岡本肇（竹中工務店）

地下室及び地下駐車場における漏水のサンプル事例をもとに、地下工事特有の注意事項について説明した。設計者、施工者ともに地下構築物の構成を理解し、適切な設計と施工を行うことが重要である旨を述べた。

#### 5. 総合討論 進行：柿崎正義（スマート建築研究所）

主題解説者への質問の形式で進められた。多方面にわたる質問や意見が出て活発な討論が行われた。

#### 6. まとめ 安達俊夫（日本大学）

以上のような内容をまとめた後、閉会の挨拶を行った。

（※1 千葉工業大学、※2 国土技術政策総合研究所）

## 専門家の役割と判例学習の勧め

菊地敬郎

私は2009年6月に本会議会員の委嘱を受け、同年10月に東京地方裁判所の民事調停委員を拝命致しました。未だ関与した調停事件は20件足らずですが日頃感じていることを記したいと思います。

関与した事件を整理しますと紛争の争点は多い順に①設計図書の認否、②瑕疵の有無、③設計変更追加工事の認否、④出来高金額の認否です。

最初は「三者（建築主（以下A）・設計者（以下B）・施工者（以下C））は一度は握手してスタートしたはずなのに何故、このような事態に…」との思いが強くなりましたが、幾つかの事件に関与し、三者の主張を聞いていると次第に実態が分かってきました。

まず建築現場の原点は「三者の信頼関係」にあると思います。三者がそれぞれ知恵を出し補完しながら仕事を進めることで建物はより満足度の高いものになります。ところが専門家であるBとCは、最初からAに対し「説明しても理解して貰えない」とか「これは専門的なので説明は不要」という偏ったプロ意識があり、積極的に説明しない風土すら感じます。

具体的にはBにとっては設計図書のことであり、Cにとっては契約内訳書のことであります。いずれもBやCには当り前のものではありますが、Aにとっては丁寧な説明なしでは理解が難しいものです。その理解度の差が前者は紛争争点①に後者は紛争争点③となって表面化してくるのだと思います。

設計図書は契約内容そのものですから、その説明はBの役割になります。特に使い勝手やイメージに関わる箇所では、類似建物の見学や写真・CG等を活用することも有効でしょう。でもそれ以上に大切なのは双方のコミュニケーションだと思っています。

次に、Cには請負者として、三者の中心となって

プロジェクト全体を纏めるという重要な役割があります。品質・工程・予算に関し、問題点を常に三者で共有し、協議しながら解決に導くのもCの役割です。完成近くになって、追加見積を出すようなCは論外です。

そうは言いながら、確かに丁寧な説明は実際には難しい作業です。そこで提案ですが、判例を体系的に学習することを勧めます。実例ですから内容は具体的で、臨場感に溢れ、学習は苦にならないと思います。実践的な知識を身に付けることで自信を持って仕事もスムーズに進められ、その上トラブルも避けられる…まさに、一石二鳥ではないでしょうか。

特有の風土を変えることで「建築の世界は解り難い、トラブルが絶えない」という言葉をなくしたいものです。

## 開催報告

- 平成28年度東京地方裁判所「建築関係事件研究会」  
テーマ：構造設計、構造計算について  
日時：2016年7月8日（金）14:00～16:00  
会場：東京地裁裁判官第3研究室
- 講習会「集合住宅の音に関する紛争予防の基礎知識」  
東京会場：建築会館ホール  
2016年7月29日（金）13:00～17:00  
名古屋会場：名古屋商工会議所ビル306室  
2016年8月3日（水）13:00～17:00  
大阪会場：大阪科学技術センター401室  
2016年8月4日（木）13:00～17:00

## 開催予告

- 平成28年度京地方裁判所「建築関係事件研究会」  
テーマ：地盤について  
日時：2016年10月13日（木）15:00～17:00  
会場：東京地裁裁判官第3研究室
- 第17回司法支援建築会議講演会  
テーマ：躯体を巡る建築紛争の実態と対応  
日時：2016年11月28日（月）13:30～17:30  
会場：建築会館ホール
- 平成28年度さいたま地方裁判所「建築訴訟ガイドンス」  
(1)地震と耐震工事  
(2)集合住宅における騒音問題等  
日時：2016年12月8日（木）13:30～16:30  
会場：さいたま地方裁判所大会議室

【編集】司法支援建築会議普及・交流部会  
【表紙デザイン】桑原淳司  
【発行所】〒108-8414 東京都港区芝5-26-20  
一般社団法人 日本建築学会 司法支援建築会議  
【発行人】中島正愛  
TEL.03-3456-2051 FAX.03-3456-2058  
http://news-sv.ajj.or.jp/shien/s0/  
E-Mail:shiho@ajj.or.jp